

千葉県
ホームレス自立支援計画
(改定版)

一人ひとりととの関わりあいを大切に

千葉県
平成28年3月

計画の改定にあたって

千葉県では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、措置法という。）に基づいて平成17年1月に「千葉県ホームレス自立支援計画」（以下、支援計画という。）を策定し、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう巡回相談や住宅の確保、就労支援等の取組みを進めてきました。

平成20年のリーマンショック以降、雇用の悪化や景気の低迷が続いていましたが、近年の雇用情勢の改善等の中、平成27年1月に実施した実態調査によると、千葉県内のホームレス数は245人で平成15年1月の668人から大きく減少しております。

これは、生活保護をはじめとした福祉制度の適用や、住宅手当など第二のセーフティネット事業の実施が、ホームレスに対する生活支援、雇用対策や住宅確保に一定の成果を果たしたものと考えられるところです。

一方、ホームレス問題は雇用・経済的な要因に留まらず、傷病や高齢化、人間関係等のさまざまな要因が複雑に関係しており、これらの要因によって就労、そして自立が困難な状況にあるホームレスが存在します。

こうした状況の中、計画の見直しにあたり県ではこれまでの計画の進捗状況への評価を行いました。その結果、今後も引き続き取組の必要性が認められました。

支援計画の策定から10年余りが経過し、生活困窮者自立支援法の施行を踏まえて計画の見直しを行い、平成28年3月に改定しました。

その後、平成29年には措置法の期限が平成29年から平成39年に延長されました。また、措置法に基づき定められた「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下基本方針という。）の見直しが平成30年に予定されていることから、計画期間を平成30年度までとします。

《 目 次 》

1	千葉県としてのホームレス対策の考え方	1
2	千葉県におけるホームレス問題の現状と課題	3
3	千葉県内の市町村への提案・本計画の役割と期間	6
4	ホームレス一人ひとりの希望実現に向けて	
	[4-1 ホームレスの状況に応じた個別施策の展開]	
	○ステップ0 緊急援助対策	7
	○ステップ1 状況の把握・相談（ファースト・アセスメント）	9
	○ステップ2 関係性の構築	11
	○ステップ3 コーディネート（総合自立支援：セカンド・アセスメント）	13
	○ステップ4 住まいの場の確保	15
	○ステップ5 就労の支援・逆転の発想	17
	[4-2 ホームレス対策の横断的施策の展開]	
	○チャレンジ1 推進体制の確立	20
	○チャレンジ2 健康の確保	22
	○チャレンジ3 安全対策	24
	○チャレンジ4 県民への啓発	26
	○チャレンジ5 「ホームレス」の人権擁護	28
5	新たなホームレスを生み出さないために	30
6	計画内容の評価・見直し	32
7	結び ～ホームレス対策に携わる方々へ～	34

[参考]

千葉県ホームレス自立支援計画のイメージ	36
千葉県におけるホームレスの現状	37
千葉県内の無料低額診療事業者一覧（平成27年4月現在）	45
千葉県内市町村のホームレス支援事業担当部（局）課一覧	46
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	48
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	51
千葉県ホームレス自立支援推進会議構成団体	69
千葉県ホームレス自立支援計画策定経過	70

1 千葉県としてのホームレス支援の考え方

(1) 千葉県のホームレス支援は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」、「生活困窮者自立支援法」等を踏まえつつ、現に千葉県内で野宿生活をしている者に加え、支援がなければ路上生活に陥るおそれがある者を対象に、市町村がホームレス支援に取り組む場合に、ホームレス一人ひとりの状況（ステップ・段階）に応じて、最も適切（効果的・効率的）な支援が可能となるよう、

- ①ホームレス支援の全体像を明らかにする。
- ②ホームレス一人ひとりの状況（段階）に応じて支援すべき内容について対策の流れ（ステップ）を構築する。
- ③すべてのホームレス等に対して支援すべき内容について、横断的な施策展開（チャレンジ）として提示する。

といった3つの柱を立て、支援の効果が具現化する全国初めての計画とします。

<キーワード>

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

平成14年制定。ホームレスの自立の支援や、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国などの責務を明らかにし、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得るため、必要な施策を講じてホームレス問題の解決に資する法律。

この法律に基づき、国は平成15年、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、平成27年にこの基本方針の見直しを行いました。

「生活困窮者自立支援法」

平成25年制定、平成27年4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、ホームレスを含む生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じます。

(2) 計画期間は「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の運営期間にあわせ、平成30年度までとします。

- (3) この計画は、ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレス一人ひとりの野宿生活からの脱却と生活の安定を目標とし、夢と希望の実現を願い、ホームレスの生活の安定に伴う脱ホームレス化により、結果的（付随的）にホームレス数の減少を達成するものとし、します。
- (4) この計画では、ホームレスに対して福祉サービスを提供するだけの行政に依存した自立ではなく、ホームレス自身が計画に掲げた施策を活用して自立して再び社会に参入するとともに、ホームレスであった者が社会における自らの役割を見出し、地域社会に貢献できる不可欠の存在となることを目指します。
- (5) なお、ここでいう「自立」とは、ホームレス又はホームレスであった一人一人ひとりの社会的・経済的・精神的な「自立」を意味し、健康で文化的な生活が安定的に持続できることが重要です。そのために、社会資源として、生活保護法やホームレスの自立の支援等に関する特別措置法や生活困窮者自立支援法などを積極的に活用します。

[ポイント]

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、単に各種支援の列挙ではなく、ホームレス支援のステップ（流れ）を踏まえた支援の全体像を明確に示し、市町村がホームレス一人ひとりの状況に応じた効果的・効率的な対策を実施することを支援する計画とします。

千葉県のホームレス支援は、ホームレスの数的な減少そのものを直接的な目標とするのではなく、ホームレス一人ひとりの野宿生活からの脱却と生活の安定を目標とし、夢と希望の実現を願い、数の減少は結果付随的な目標と考えます。

2 千葉県におけるホームレス問題の現状と課題

(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は、ホームレスの定義を「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」としています、実際には、本計画の「ステップ0」から「ステップ5」までのさまざまな段階の方が考えられます。

このうち、「ステップ0」からのスタートが必要となるホームレスは、平成15年の本計画作成直前の調査において668人（全国で25,296人）であり、全国の都道府県別で8番目に多い結果となっていました。平成27年の調査においては245人（全国で6,541人）で全国の都道府県別では7番目に多く、東葛飾地域を中心とする都市部に集中しています。

また、ホームレス数は、平成15年の調査と比較すると減少していますが、ニートやひきこもり、インターネットカフェを転々とする者、刑務所出所者など支援がなければ路上生活に陥るおそれがある要支援者の存在が顕在化してきています。これらの者についても、個別の状況に応じて、必要な支援を検討することとします。

このほか、県内には、アパートなどに居住して行政や民間による自立支援を受けている者、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業である無料低額宿泊事業の施設の利用者、入院により居住地のない者などもあります。これらの者についても、ステップ1からステップ5までの段階に応じて、必要な支援を検討することとします。

<キーワード>

「無料低額宿泊事業」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業の一つ。

生計困難者のために、無料又は低額で宿泊事業を提供します。事業者についての制限はなく、事業開始から1か月以内に都道府県知事（政令指定都市・中核市にあっては、市長）に届出を提出することと定められています。

- (2) 平成24年に行われた調査（千葉市、船橋市及び市川市の計38人が対象）によると、県内のホームレスの平均年齢は60.6歳でした。また、100%が「野宿場所が一定の場所に決まっている」と回答し、そのうち河川敷が34.2%、公園が28.9%となっています。月額収入は1万円以上3万円未満と3万円以上5万円未満が多く、どちらも30.8%となっています。
- (3) 一部の地域では行政と民間との協働によるホームレスの自立支援が積極的に行われていますが、全県的には低調気味で、社会福祉協議会など既存の団体以外には、ホームレス自立支援の団体がごく少数しかありません。今後、行政とともに自立支援に携わるホームレス関係職員及びボランティアを育成するため、既存の民間支援団体、研究者、職能団体を講師として招き、ノウハウを伝えていきます。
- (4) 平成24年に市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等による「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設け、情報交換等を行っています。今後も定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の確認、情報交換等を行っています。

<キーワード>

「千葉県ホームレス自立支援推進会議」

ホームレスに関する問題について、主に社会福祉分野において連携して取り組むため、市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等により、平成24年11月に設置。委員は、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、浦安市、四街道市、千葉県社会福祉協議会、千葉県民生委員・児童委員協議会、千葉県社会福祉士会、千葉労働局、中核地域生活支援センター及び千葉県。

[ポイント]

平成27年の調査では、千葉県で確認されたホームレスは245人で全国の都道府県別で7番目に多い結果となりました。245人の県内の分布としては、東葛飾地域を中心とする都市部に集中しています。

千葉県では、一部の地域で民間と行政の協働によるホームレスの自立支援が行われているものの、全県的な取り組みとしては低調です。また、自立支援のための施設そのものが少なく、自立支援の選択肢が少ないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、今後ホームレス一人ひとりの自立支援を進めていくには、まずホームレスと支援者（行政・民間）との間に信頼関係を構築していく必要があります。

3 千葉県内の市町村への提案・本計画の役割と期間

- (1) 千葉県内のホームレス数は、市町村によって大きな差があります。特に多数のホームレスが確認された市町村においては、本計画を参考とし、具体的なアクションプランとなるホームレス支援の計画をまとめて施策を展開していくことが期待されますが、ホームレスが少ない地域においては、アクションプランの策定は困難と考えられます。このため、ホームレスが少ない地域においては、健康福祉センターを単位として広域的な協議体を設け、事業の実施主体や実施方法等について協議していきます。
- (2) ホームレス支援は、行政のみで完結するものではなく、地域のNPO等の団体、企業、自治体組織と連携を図って取り組んでいくことが重要です。市町村が実施するホームレス支援においても、当事者(本計画のステップ0からステップ5までの各段階の者をいいます。以下同じ。)を含めた民間と行政の協働によるホームレス支援が重要です。
- (3) 今後は、ホームレス支援事業を既に実施している市町村を牽引役としてモデル市町村に選定し、県が当該自治体に支援を行いながら、その成果を他の市町村に普及していく方策を検討することとします。

[ポイント]

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、千葉県としてのホームレス支援の考え方を取りまとめるとともに、市町村による実施が期待されるホームレス支援を提案するものです。ホームレスがいる市町村においては、本計画を参考とされ、各市町村の状況に応じた実施計画を策定することが期待されます。

本計画は、計画期間を平成30年度までとして、市町村合併の進捗状況、計画の達成状況、国の動向その他のホームレス支援を取り巻く状況の変化を踏まえ、実情に応じて計画の見直しを図るものとします。

（1）短期的な取組み

①突然の病気・けがに困っているホームレス等への対応

普段は周囲からの社会的サポートを必要としていない（求めない）ホームレスであっても、突然の病気・けが等により、生命や健康に重大な危険が発生する場合があります。またこのような緊急事態は周囲との関係性が構築されていない場合には対応が手遅れとなる危険性を有しています。したがって、普段からホームレスの状況を把握するための行政・民間支援団体・ホームレス自身に加え、鉄道会社等の企業、地域の自治会などがネットワークを構築し、これらの緊急事態の探知を容易にすることが必要です。

また、これらの者が医療機関に緊急搬送された場合に備え、医療機関等との連絡体制を整えるとともに、必要に応じて生活保護法による医療扶助の適用が受けられるようにします。また、早急に状況を把握した上で、医療機関退院後の生活支援を視野に入れた検討を行う必要があります。

②居所が緊急に必要な者への対応

健康状態が医療機関に入院するまでの必要性（重症度）がないとしても、居所が緊急に必要な場合があります。このようなホームレスに対する一時避難的な居所の提供という観点から、「一時生活支援事業」の活用や、良質な無料低額宿泊事業を行う施設等への一時的避難を検討することとします。

<キーワード>

「一時生活支援事業」

住居のない生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、一定期間宿泊場所の供与や衣食の供与等を行います。自立相談支援事業と緊密に連携して実施することにより、入居中に、課題の評価・分析を実施し、就労支援につなげる等の効果的な支援を目指します。

(2) 中長期的な取組み

緊急援助に至らないための予防策

市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等で組織する「ホームレス自立推進会議」で、健康に特に留意すべき者の恒常的把握に努めます。

市町村の保健・福祉部局、社会福祉協議会等は、持病等により医師の診察を受ける必要があると判断したホームレスに、無料低額診療施設を紹介します。また、無料低額診療施設がホームレスの診療に対応できるよう働きかけを行います。

<キーワード>

「無料低額診療施設」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業である、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う施設。平成27年4月現在、県内には21施設あります。

[ポイント]

ホームレスの中には、長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している者がいると考えられ、これらの者は、突然の病気の発症等により、それまでホームレス自身が社会的サポートが必要ないと考えていたとしても、生命と健康の確保の見地から、行政と民間の協働による緊急避難的な支援が必要となる場合があります。

この緊急援助支援は、ホームレスの状況に応じたステップに位置付けられるものではなく、全てのホームレスを対象にして、いつ何時の対応が必要か不明のものであり、本計画ではステップ0（ゼロ）と位置付けました。

（1）短期的な取組み

①巡回相談による状況の把握

個々のホームレスの状況を把握するためには、相談体制を確立することが重要ですが、相談窓口を設置したとしても、ホームレス自らが最初から相談に来る可能性は低いと考えられます。このため、ホームレスの起居する場所へ赴いて相談にあたる自立相談支援事業の一環としての巡回相談事業を千葉県内のホームレス支援の最重要事業と位置付け、この巡回相談事業を管内のホームレスの状況把握の出発点とすることとします。

また、県は巡回相談事業を県内各地に普及させるため「千葉県ホームレス自立支援推進会議」や「ホームレス自立推進会議」の中で事業の実施を強く働きかけると共に研修等を行うことでノウハウを伝えていきます。

②「街かどスポット相談」による状況の把握

積極的(能動的)な状況把握のツールとして、巡回相談事業を実施することと併せて、公園や河川敷等の複数のホームレスが起居している場所において、必要に応じて「街かどスポット相談」（巡回相談事業の一環として、日時をあらかじめ決めて開催）を実施し、巡回相談に続く相談体制とするよう「千葉県ホームレス自立支援推進会議」や「ホームレス自立推進会議」を通じて事業の実施を働きかけます。

（2）中長期的な取組み

モデル市町村の成果を、ホームレス支援が必要な市町村にそのノウハウを伝え、相談体制を確立します。

[モデル市町村の設定及び支援]

これまで、千葉県内の、ホームレス支援の経験・知見が少ない市町村においては、ホームレス支援をどのように進めていけばよいか悩んでいる市町村もあると考えられます。そこで、巡回相談事業を出発点とするホームレス支援について、既に巡回相談事業を実施している県内市町村やNPO法人等民間団体と協力して研修を行うことで、巡回相談事業のノウハウを他の市町村に伝え、千葉県全体のホームレス支援を進めていくこととします。

[ポイント]

ホームレス支援を実際に進める場合には、当該市町村内のどこにホームレスがいるかを把握することが不可欠です。またホームレスには、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者、医療・福祉等の援助が必要な者や一般社会生活から逃避している者、社会生活への不適應や借金問題、アルコール依存症等個人的な要因も加わり、複雑な問題を抱えている者もいるなど、ホームレスになる要因も異なっているのが現状です。

したがって、当該市町村内におけるホームレスの状況を把握（ファースト・アセスメント）することがステップごとの支援の出発点です。

【目標】

巡回相談事業実施市町村数	平成23年度	平成26年度（現在）	平成29年度
	5	5	10

4 ステップ2－関係性の構築

(1) 短期的な取組み

①巡回相談（継続）の第二の役割

自立相談支援事業の一環として実施する巡回相談の最初の目的は、地域に散在するホームレスの状況把握ですが、引き続いての役割として、状況の把握の継続とホームレスとの「関係性の構築」、すなわちホームレス一人ひとりと周囲の行政、民間支援団体等とのかかわりの醸成が挙げられます。

巡回相談を繰り返すことにより、本音の話ができるように信頼関係をつくり、ホームレス一人ひとりの生活状況や健康状況、悩みなどを聞き取り、必要な支援を関係機関につないでいくことが期待されます。

②「街かどスポット相談」の開催

公園、河川敷等のホームレスが多くいる場所に、必要に応じて定期的に「街かどスポット相談窓口」を設け、巡回相談で関係性の構築が始まった段階をフォローするよう努めます。

③恒常的な相談窓口の設置

自立相談支援事業の実施機関、市町村の福祉部局等を窓口とし、来所した者の相談に応じるとともに、必要に応じて、関係機関と連携した対応を取ります。

④相談員の養成

相談窓口での相談やホームレスが野宿する場所へ赴いて相談にあたる相談員は、関係性を構築するためには重要なキーポイントです。そのため、既に巡回相談事業を実施している千葉県内市町村やNPO法人等民間団体と協力してホームレスの相談に応じる相談員の養成・研修の実施を検討します。

(2) 中長期的な取組み

ホームレス支援が必要な市町村が相談体制を確立し、ホームレスとの関係性の構築に努める必要があります。

[ポイント]

社会から孤立しがちなホームレスに対して、対話による接点（人とのつながり）が重要であり、個々の状況を把握し本人の意思を尊重しながら、ホームレス一人ひとりの状況に応じた支援をすることが必要です。

そのためには、ホームレス一人ひとりとの信頼関係づくりをしていくことが重要です。千葉県の計画においては、この「関係性の構築」をキーワードに、各種施策を展開していくこととします。

(1) 短期的な取組み

①ホームレス一人ひとりの「自立支援計画」づくり

自立相談支援事業の実施機関等には、ホームレス一人ひとりの生活状況を把握し、信頼関係を深めていながら、各々の状況や希望を踏まえた自立支援方法（ここでは「自立支援計画」という。）を検討し、可能なことから逐次進めることが期待されます。

「自立支援計画」の策定にあたっては、ホームレスとの連絡を密に図りながら進めることが重要です。

②「自立支援計画」を進める上での留意点

「自立支援計画」づくりは、「支援」と同時に当事者自らの「自立計画」であるべきです。自立相談支援事業の実施機関、行政やNPO、ボランティアは、あくまでその「支援」に徹するべきです。当事者本位の「自立計画」をつくり、その実現に向けて対等な立場で支援をしていくことが望ましいと考えられます。

また、単に住む場所さえ確保すれば自立支援が達成されるというものではありません。住まいを確保し、就労してからも、支援者や関係機関、知人や家族、地域社会などが継続して見守っていくことが大切です。

③推進体制づくり

ホームレスの多い市においては、「ホームレス自立推進会議」を設置し、自立相談支援事業の実施機関が、関係機関の協力を得ながら、自立支援計画づくり及びその実行に努めます。また、ホームレスの少ない地域においても、健康福祉センター単位で健康福祉センター管内の市町村や関係機関とで「ホームレス自立推進会議」等の広域的な協議体の設置を進めていきます。関係機関の例として、健康福祉センター(保健所)、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士、ホームレスの自立支援を実施するNPOやボランティア団体、当事者等が考えられます。

県は、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設置し、全県的な自立支援体制の構築を図ります。

また、第二のセーフティネット施策の推進については、千葉県生活

福祉・就労支援協議会においても協議・検討を進めていきます。

(2) 中長期的な取組み

県及び市町村は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策、取組みについて情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行うものとします。

[ポイント]

ホームレス一人ひとりとサポート側の「関係性の構築」が進んだ場合には、次のステップ（段階）として、そのホームレスの希望を実現するために、サポート資源と本人の状況・希望をどのようにすり合わせていくかというコーディネート（総合自立支援）が重要となります。

この場合、自立相談支援事業の実施機関がホームレスの自立支援コーディネーターとしての役割を担い、「自立支援計画」を作成することが期待されますが、その他のNPO・ボランティア団体や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携・協力も重要です。

4 ステップ4－住まいの場の確保

(1) 短期的な取組み

① 自立支援のための住まいの場の確保

自立支援のための一時的な住まいとしては、一時生活支援事業の活用を促すとともに、良質な民間の無料低額宿泊事業のモデルとなる施設の設置を誘導していきます。なお、無料低額宿泊施設については、その事業内容のチェックと適切な指導を行います。

また、離職により住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対しては、住居確保給付金、生活福祉資金（総合支援資金）の活用を検討します。

<キーワード>

「住居確保給付金」

離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給します。有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮させ、自立相談支援事業や就労支援事業との組み合わせによりさらなる効果を目指します。

② 安定した住まいの確保

県営住宅や市町村営住宅等の単身者・高齢者入居制度に該当する単身者・高齢者については、制度の活用を検討します。

また、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅に関する情報の提供に努めます。

③ 住まいの場における生活支援

野宿生活を送っている者が居宅生活等を希望する場合には、相談を受けた市町村は、状況把握に努め、適切に対応し、必要に応じて住まいの場の確保を含めた生活保護の適用を検討します。

公営住宅、民間賃貸住宅や無料低額宿泊施設に入居した者に対しては、本人の人権に配慮しつつ、必要に応じて金銭管理や規則正しい生活を続けるための支援を行うとともに、ボランティアや社会福祉協議会、民生委員・児童委員の協力を受けて、近隣住民とともに生活のサポートに努めます。

(2) 中長期的な取組み

民間賃貸住宅の利用の円滑化

低額又は保証人の不要な賃貸住宅に関する情報の収集・提供を行います。

依頼文書等による協力要請等を通じて、ホームレスの入居に対する民間賃貸住宅の家主、経営者等の理解を促進するとともに、一般県民の理解と協力を得るための啓発活動を実施します。

[ポイント]

「住まいの場」を考える場合には、一時的な住まいの場（野宿生活から安定した生活への移行期）と恒久的な生活の場としての住まいの場を分け、各々の役割に応じた支援を構築することが重要です。住まいの場の確保は、ホームレス問題解決の重要な項目のひとつです。

就職や生活保護等の行政サービスを受けるにも、通常の場合、居住地が必要となることから、一時的な住まいの場等で自立に向けた支援を行い、安定した住まいの場の確保につなげていく必要があります。

【目標】

	—	平成27年度（現在）	平成29年度
一時生活支援事業実施市町村数	—	3	10

(1) 短期的な取組み

①ホームレス一人ひとりの職業能力や意欲に応じた就労支援

ホームレスの社会復帰に伴う就労が地域社会を支え、地域福祉の向上に資するという「逆転の発想」が重要です。

県は相談事業を通じて就労の意思があると確認したホームレスを、地域の有償ボランティア等として活用することを奨励します。

②就労のための環境づくり

市町村や民間団体は、その地域で必要とされている仕事の受注を行い、仕事を希望するホームレス等に紹介できるよう努めます。自立・自活を希望する者に対して、各種資格取得等の職業教育やハローワークであっせんしている求職者支援訓練の利用を勧めます。

これらを行っていく前提として、市町村や民間団体は、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」や「ホームレス自立推進会議」の中でハローワークや雇用関係部署と情報・意見交換等を行い、就労準備がある程度整った者に対しては、ハローワークの就労支援に誘導します。

③就労の意欲を持たない者、就労が困難な者への対応

就労の意欲を持たない者に対しては、巡回相談を通じて、心身の健康を確認しつつ、今後の生活や生きる希望が持てるよう、支援に努めます。

また、就労に向けた準備を整えるため、就労準備支援事業や就労訓練事業を活用します。

高齢や傷病、障害のため就労が困難と思われる者に対しては、巡回相談を通じて、良質な無料低額宿泊施設等への誘導とともに、必要に応じて生活保護を活用していきます。また、障害者総合支援法や介護保険法の適用も視野に入れて支援することを検討します。

<キーワード>

「就労準備支援事業」

一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業で、6ヶ月から1年程度の期間、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援の3段階で、通所によるものや合宿によるもの等を想定しています。

「就労訓練事業」

社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を対象に、簡易な作業等の機会の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施します。事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みであり、税制優遇等を受けられる場合があります。

④本格的な就労のための支援

県及び市町村は、①、②、③の施策のみならず、本格的な就労を希望する者を支援するため、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」や市町村の「ホームレス自立推進会議」で情報交換を行うなど、継続的な就労の道を探ります。

(2) 中長期的な取組み

①求人に関する情報の収集・提供等

経済団体や関係機関に協力を依頼するなど、求人に関するデータや就業ニーズに応じた求人開拓に関する情報の収集、提供を行います。

②雇用主の理解促進

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨等を周知し、雇用主の理解を促進するとともに、一般県民の理解と協力を得るための広報・啓発を図ります。

[ポイント]

安定した生活を営むためには、一定の収入を確保することが必要です。ホームレス自らの意思による自立を基本として、個々のニーズや職業能力に応じた就労の支援が必要であり、雇用の確保が重要です。

この場合、行政・地域依存型の就労支援ではなく、ホームレスの社会参加が進むことにより、地域社会の活性化と地域福祉の達成が可能になるという「逆転の発想」をもって、就労の支援を進めることが重要です。

【目標】

就労準備支援事業の実施市町村数	—	平成27年度(現在)	平成29年度
	—	15	19

4 チャレンジ1－推進体制の確立

① 県の役割

県は、本計画を策定するとともに、市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等からなる「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設置し、本計画の進捗状況の確認、情報交換、啓発活動の推進等を実施します。また、ホームレス問題に関する県民の理解と協力を得るよう努めます。

県は、広域的な観点から、各市町村が実施するホームレス支援が円滑に進むよう市町村間の調整、情報提供を行うとともに生活困窮者自立支援法による各種事業が実施されるよう積極的に働きかけていくとともに、町村部における実施を検討します。

県は、必要に応じて国等関係機関との連絡調整を図るとともに、これらの機関から提供された情報等を市町村等に提供します。

県は、より有効なホームレス支援策の指針を打ち出すため、国の「ホームレスの実態に関する全国調査」に加えて、ホームレスが置かれている現状を把握するための調査の実施を検討します。

② 市町村の役割

ホームレス問題は、各地域、各市町村の状況によって大きく異なっていることから、県が策定する本計画を参考にされ、各市町村の具体的なアクションプランとなる実施計画を策定し、地域の実状に応じた施策を展開することが期待されます。

また、市においては、ホームレス支援の円滑な実施のため生活困窮者自立支援法による各種事業を実施することが期待されます。

市町村は、保健・福祉部局、健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉士、当事者等からなる「ホームレス自立推進会議」を設置する等、各市町村圏域における自立支援ネットワークづくりを進めることが期待されます。

③民間団体の役割

自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレス支援の重要な役割を担うものであり、引き続きその能力を活用するとともに、連携協力していくことが期待されます。

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体など自立支援に関係する団体は、自らの知識、人材等を活用してホームレス問題の解決に資する支援事業を実施することが期待されます。

[ポイント]

本計画を推進していくためには、市町村、県及び国の役割分担を明らかにした上で、民間団体との協働により、関係者が相互に緊密な連携・協力を図りながら、社会全体でホームレスに関する問題の解決を図っていく必要があります。

【目標】

ホームレス自立推進会議設置 市町村数	平成23年度	平成27年度（現在）	平成29年度
	1	1	3

(1) 短期的な取組み

①巡回・窓口での健康に関する相談、指導

市町村及び自立相談支援事業の実施機関は、巡回相談や窓口相談において、専門家による診断等が必要と判断されるときは、当該市町村の保健部局または健康福祉センター（保健所）に情報提供し、早期に健康相談・保健指導・心のケアを実施します。

また、自立相談支援事業の実施機関と市町村の保健部局や関係部署との連携により、健康相談・指導を行う体制を作ります。感染症や難病、精神疾患等専門的な検診や対応が必要な場合は健康福祉センター（保健所）との連携により支援します。

②疾病に関する対応や健康指導

健康福祉センター（保健所）、市町村、医師会・歯科医師会等の連携により、疾病への対応を図ります。また、こうした機会を通じて、病気の有無など健康状態について把握し、必要な指導に努めます。

③病気・けが発生時の相談窓口の情報提供

ホームレスが病気になったときの相談場所について情報提供しておき、近くにいる仲間が連絡に行けるようにしておきます。

④医療を受けやすくするためのシステムづくり

医療を受ける必要があればいつでも受けられるように、生活保護法による対応の可能性や無料低額診療事業を行う医療機関等に関する情報を提供し、巡回相談等の際に助言します。

(2) 中長期的な取組み

巡回または窓口で、健康に関する相談、指導に努めます。
また、無料低額診療施設に関する情報提供を行います。

[ポイント]

ホームレスの多くは、十分ではない生活環境の中で生活を続けていることから、健康を害していたり、健康に不安を抱えていると考えられます。

このため、支援の段階（ステップ）を問わず、常に健康状態の把握に留意することが必要であり、巡回・窓口による健康相談・保健指導の体制を整備するとともに、病気やけがの場合に速やかに医療機関で受診することができるよう、生活保護法に基づく対応の可能性や無料低額診療事業をはじめとする医療機関に関する情報提供等を行うこととします。

(1) 短期的な取組み

①パトロール、巡回相談の際の安全確認等

パトロール活動などにより、ホームレス自身に対する事件・事故の防止や、地域住民の不安感の除去に努めます。

ホームレス自身に対する事件・事故、ホームレス同士による暴行事件、ホームレス自身の行動による地域住民等への不安や危害を与える事案が発生したときは、速やかな指導・取締りや警戒活動等による再発防止、ホームレス自身の安全や周辺住民の不安感の解消に努めることとします。

なお、福祉部局が巡回相談を行う際には、暴行や嫌がらせを受けた経験の有無などホームレスの安全確認を行うとともに、ホームレス同士やホームレスと周辺住民とのトラブル防止の注意喚起を行います。

②関係機関の連携による、事件・事故の予防等

市町村の福祉部局は地域の実情に応じて、都市公園等の施設に係る機関等との情報交換若しくは合同の巡回指導又は「ホームレス自立推進会議」で対応策を検討するなど、随時又は定期的に連絡調整を行い、連携して、ホームレスに対する事件・事故の予防や地域における生活環境の改善、住民の不安感の解消を図ります。

③適切な保護活動

緊急な保護が必要と認められる者については、関係法令に基づいて一時的に保護し、その都度、関係機関へ引き継ぐ等適切な保護活動を行います。なお、関係機関は円滑な連絡・引継ぎに努めます。

④ホームレスの人権や地域の安全確保等に関する啓発、情報提供

町内会・自治会への回覧等を利用して、ホームレスの人権尊重、危害防止、事件・事故の情報提供の呼びかけを図ります。

(2) 中長期的な取組み

①セーフティネットへのホームレスの組み入れ

地域住民の安全対策にホームレスも組み入れるよう、関係機関に働きかけ、ホームレスが被害に巻き込まれないよう努めます。

②ホームレス自身と地域との融和

巡回相談等を通じて、ホームレスが野宿場所周辺の片付け・清掃を行うなど、地域住民との融和に努めるよう助言します。

[ポイント]

ホームレス自身の安全を確保するとともに、地域住民の不安を解消するための取組みが必要です。

(1) 短期的な取組み

① 地域住民の理解を得る・自ら考える活動の展開

平成27年4月に公表された「第三次千葉県地域福祉支援計画」に記載されている地域福祉の推進組織である地域福祉フォーラム等において、地域の実状に応じたホームレス問題の検討や社会復帰への支援等の検討をすることが期待されています。

町内会・自治会への回覧等により、地域住民にホームレスへの偏見をなくすよう呼びかけます。

民生委員・児童委員の研修や会議でホームレス問題を取り上げ、住民への啓発や、相談活動での助力をお願いするようにします。

県や市町村は、地域の指導的立場にある方や市民・学生・生徒向けに、ホームレス問題に取り組む識者による講演会を開催する機会を設けるとともに、講師の紹介など必要な情報の提供に努めます。

② 各種団体への啓発

「ホームレス自立支援推進会議」の参加団体、その他の様々な団体や組織（企業、医療機関、商工団体、商店街、町内会・自治会等）への啓発活動を通じて、ホームレス問題への理解の浸透を図ります。

(2) 中長期的な取組み

地域住民の理解を得る活動、「私にできるサポート」

ホームレスの多い地域の住民の会合でホームレス問題の話をさせてもらい、地域住民の理解を得るよう努めます。

社会福祉協議会など地域の様々な団体が開催するイベント等を通じて、巡回相談や炊き出し、借間探しなど、「私にできるサポート」を行うボランティアの拡大、定着に努めます。

[ポイント]

ホームレスの問題をホームレス自身だけの問題と捉えるのではなく、身近な地域の問題として捉え、ホームレスの社会復帰を目指していくことが重要です。そのため、地域住民のホームレス問題への理解が深まるような啓発普及を進めるとともに、ホームレスの人権擁護に向けた意識が高揚するように努めます。

4 チャレンジ5－「ホームレス」の人権擁護

(1) 短期的な取組み

①千葉県人権施策基本指針に基づく人権施策の推進

県が平成27年2月に改定した「千葉県人権施策基本指針」では、「ホームレスの人権」についての施策を次のように定めています。

- ・ 偏見・差別意識解消のための啓発の推進
- ・ 一人ひとりの状況・段階に応じた関係機関との連携

これらの施策を、この計画と併せて推進していきます。

②人権尊重の視点からの住民への啓発

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消して、広く人権意識の高揚が図られるよう、住民への啓発活動を行います。

③権利擁護事業の利用

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、必要に応じて福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理の援助を行う日常生活自立支援事業の利用を図ります。

<キーワード>

「日常生活自立支援事業」

社会福祉法に基づき、認知症高齢者など判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続の援助や代行、金銭管理や財産の保管などの日常生活を支援する事業。

④無料低額宿泊施設利用者の支援の向上

無料低額宿泊施設に関しては、過去において、「利用者の生活環境が劣悪なものが見られる」、「他の地域で十分な説明がないまま勧誘を受けてやって来た」などの問題点が指摘されたことがあります。

そのため、厚生労働省が宿泊事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドラインを設けてきたところですが、県ではガイドラインの見直しを行い、無料低額宿泊施設における居室の面積基準の引き上げ等について改定を行いました。

このほか、本人の意思を踏まえた入所等、利用者の人権擁護と宿泊事業

の適切な運営を目指して必要な指導や立入調査(監査指導等)を実施し、施設長研修会等の開催を進めていくこととします。また、居室使用料については、近隣の家賃または生活保護の住宅扶助の基準に基づくこととなりますが、平成27年7月に住宅扶助の見直しが行われ、面積が一定の基準以下の居室については上限額が減額されています。

<キーワード>

無料低額宿泊事業に関する「ガイドライン」

厚生労働省は平成27年4月、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を改定し、県も次の事項を盛り込んだガイドラインの改定を行いました。(平成27年12月改定)。

- ・無料低額宿泊所の届出がない施設についてもガイドラインの対象とすること
- ・居室の面積基準の引き上げ
- ・福祉サービス以外のサービスを提供する場合は費用、内容等を明らかにすること
- ・報告、検査を拒否した場合等に宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること

(2) 中長期的な取組み

①住民に対する、ホームレスの人権擁護の啓発

人権関連行事における啓発資料の配布や人権啓発ビデオの貸出等を通じ、ホームレスの人権について、県民の意識を喚起します。

②関係者に対する啓発

無料低額宿泊事業等、ホームレスに関連の深い事業を行う事業者に対し、施設利用者の人権に配慮した生活指導を行うよう呼びかけます。

[ポイント]

日本国憲法をはじめとする現代立憲主義が要請する基本的人権の尊重は、人類普遍の原理といえます。このため、ホームレスはもとより住民にも配慮し、ホームレスの人権擁護が地域社会において実現されるような取組みを推進します。

5 新たなホームレスを生み出さないために

(1) 短期的な取組み

① 地域福祉の推進

県では「第三次千葉県地域福祉支援計画」を平成27年3月に改定したところですが、市町村でも一層の地域福祉計画づくりが期待されます。ホームレス問題を地域全体の問題ととらえて、地域福祉計画策定の過程でもホームレス問題を取り上げるなど、地域住民が一体となって新たなホームレスを造り出さない社会づくりを考えていくことが必要です。

<キーワード>

「地域福祉計画」、「地域福祉支援計画」

社会福祉法に基づいて、市町村は地域福祉計画を、また、都道府県は市町村地域福祉計画の達成に資するために広域的な見地から地域福祉支援計画を、それぞれ策定することとされています。

② 自立相談支援事業等による相談の早期利用

インターネットカフェを転々とする者、刑務所出所者などを含めて生活困窮者は、事態が切迫するにつれて、対応の選択肢が少なくなることから、自立相談支援事業等による相談や民間が実施している相談を早期に利用するよう広報等で呼びかけます。

また、民生委員・児童委員活動の中で、生活困窮者等がホームレス化するおそれがあると思われる場合には関係機関へ情報提供するなど、早めの対応を図ります。

所得の少ない世帯、生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯が、離散したりホームレスになることがないように、自立相談支援事業を活用し、可能な場合には生活保護による自立支援プログラムや総合支援資金貸付制度、住居確保給付金などの利用を図ります。

なお、住居確保給付金や生活保護等の公的給付又は貸付を申請している場合で、その間の生活費が必要な場合は「臨時特例つなぎ資金」の活用を検討します。

<キーワード>

「総合支援資金貸付制度」

失業等により日常生活全般に困難を抱えている者を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図ることを目的とした制度であり、社会福祉協議会とハローワークによる支援を受けながら、社会福祉協議会から、賃貸住宅入居時の敷金・礼金等のための資金や、生活を支援するための資金などの貸付を受けることができる制度です。

「臨時特例つなぎ資金」

離職者を支援するための公的給付（雇用保険の失業給付、職業訓練受講給付金、住居確保給付金、生活保護）又は公的制貸付制度（総合支援資金）を申請している住居のない離職者に対し、給付または貸付けを受けるまでの間の生活費を貸し付ける制度です。

③退院した者への居宅生活支援

医療機関に入院していた元ホームレスが退院により再び野宿生活に戻ることがないように、本人の意思を尊重しつつ、居宅生活ができるよう支援を行います。

(2) 中長期的な取組み

困ったときの相談について、回覧板や広報紙等で定期的に周知を図ります。

自立相談支援事業の実施機関がワンストップ的な窓口となり、必要に応じて、法律相談、就職相談など専門的な相談窓口の情報を提供します。

[ポイント]

雇用情勢の改善は進んでいるものの、様々な事情から失業を余儀なくされる方はおり、非正規労働の増加等、雇用をめぐる厳しい状況は続いています。また、消費者金融に手を出した結果、ホームレスとなってしまう者も少なくない状況です。

都市部では単身者世帯が増え、地域のつながりが希薄化している中、新たに発生する失業者や借金を負う者等がホームレスとならないようにする必要があります。

6 計画内容の評価・見直し

(1) 県の取組みの評価

この計画が適切に推進され事業が成果を上げているか等の評価を行うことが大切であることから、民間と行政が一体となった「ホームレス自立支援推進会議」において、定期的に、計画に掲げた支援事業の進捗状況や新たな問題への対応等について意見交換をすることとします。

(2) 市町村の取組みの評価

市町村においても、民間支援団体や県・国と連携を取り合って、市町村計画の策定と実践が期待されます。特に、モデル市町村として、牽引役となる市町村にあっては、当該市町村で「ホームレス自立支援推進会議」を設け、事業の状況や問題点の検討を行うことが期待されます。

(3) 計画の見直し

本計画は、見直しに当たっては、「ホームレス自立支援推進会議」で検討します。

(4) 地域バランスの考慮

ホームレス支援の成熟度に地域間格差が大きくなると、対策の進んでいる地域にホームレスが集中するといった結果が生じかねません。各地域の実情を考慮しつつも地域間に差異が生じないよう施策の推進を検討する必要があります。

県は牽引役となるモデル市町村や事業を実施している民間支援団体を講師として、事業を通じて培った自立支援のノウハウや情報等を他の市町村に提供できるよう研修等の場を設けていきます。

[ポイント]

計画は、策定するためにあるものではなく、その後の実践のためにあるものです。したがって、計画策定後の県や市町村の取組み状況の評価を定期的に行い、その結果に基づいて見直しをしていくことが不可欠です。

推進に当たっては、各地域内で関係機関が連携を取り合うとともに、支援の内容に大きな地域間格差が生じないように留意する必要があります。

7 結び ～ホームレス支援に携わる方々へ～

- (1) ホームレス問題は、福祉、健康、住居、就労、安全対策など、多方面にわたる問題であることから、行政機関にあっては、相互に連絡を取り合うとともに、民間の支援団体・ボランティアと補い合いながら、ホームレス一人ひとりの実情を踏まえた自立支援を進めていく必要があります。
- (2) ホームレスの自立支援を行うボランティアにあっては、地域内、また地域間の連携を図り、行政機関とともに自立支援網を構築することが期待されます。これらの方々は、今後、「ホームレス自立支援推進会議」など意見交換の場を設けたときは、これに参加され、自立の成功例だけでなく、関係者にとって学ぶ点の多い「失敗例」も交換し合えるような、信頼感のある連携をめざしていきたいと考えています。
- (3) 無料低額宿泊事業者にあっては、社会福祉法の趣旨と無料低額宿泊施設の本来の役割を理解し、利用者一人ひとりの人権に配慮し、彼らが再びホームレスにならないような自立のサポートをするよう期待しています。また、事業の運営に当たって、財務状況の公開、行政や第三者機関の評価を受けるなど、良質な処遇、経営の更なる透明化など、質の向上に努められるよう望みます。
- (4) ホームレス問題は、現代社会のさまざまな問題点が重なり合っていることから、上述のとおり、関係行政機関や民間の支援団体等が連携し、ホームレス一人ひとりと信頼関係を築き、個々の事情に即したきめ細かな対応をする必要があります。

[ポイント]

行政機関、ボランティアなど関係者が、地域の中で、また地域間で連携を図りつつ、ホームレスの自立支援に取り組む必要があります。

資 料 一 覧

- 1 千葉県ホームレス自立支援計画のイメージ
- 2 千葉県におけるホームレスの現状
- 3 千葉県内の無料低額診療事業者一覧（平成27年4月現在）
- 4 千葉県内市町村のホームレス支援事業担当部（局）課一覧
- 5 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 6 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
- 7 千葉県ホームレス自立支援推進会議構成団体
- 8 千葉県ホームレス自立支援計画の見直しに係る経過

Relationship

『千葉県ホームレス自立支援計画』

success road

自立支援の
ための3本
の柱

- ◎ ホームレス対策の全体像を明らかにする。
- ◎ ホームレス一人ひとりの状況（段階）に応じて、対策の流れ（ステップ）を構築する。
- ◎ 全てのホームレス等に対して、横断的な施策（チャレンジ）を展開する。

◎市町村の対策を支援

NEXT

NEXT

NEXT

NEXT

NEXT

NEXT

ステップ0（ゼロ）

緊急援助対策

突然の病気・けがの探知
と地域におけるネット
ワークづくり
・緊急搬送時の医療機関と
の連絡体制

ステップ1

状況の把握・相談

巡回相談をホームレス
の状況把握の出発点に
・自立相談支援事業の一環
としての巡回相談による
地域の実情把握

ステップ2

関係性の構築

相談の継続によるホ
ームレスとの信頼関
係づくり
・ホームレスと巡回相談員
との人間関係の醸成

ステップ3

コーディネート

一人ひとりの状況や
希望を踏まえた自立
支援
・自立支援計画の作成

ステップ4

住まいの場の確保

一時的な住まいでの
支援、安定した住まい
の確保
・一時生活支援事業の活用

ステップ5

就労の支援

ホームレスの社会参
加で地域の発展を促
す逆転の発想
・地域の有償ボランティ
ア等として活用

ホームレス一人ひとりの野宿生活からの脱却と生活の安定を目標に、夢と希望の実現を願う

チャレンジ1

推進体制の確立

市町村・県・国・民間団体の連携
協力による問題の解決
・行政・民間からなる県の「千葉県ホ
ームレス自立支援推進会議」及び市・地
域単位の「ホームレス自立推進会議」
の設置

チャレンジ2

健康の確保

健康相談、医療を受けやすくする
システムづくり
・健康相談・指導の実施
・無料低額診療事業に関する情報提供

チャレンジ3

安全対策

ホームレスに対する事件事故の防
止、地域の安全確保
・巡回相談時の安全確認
・パトロールによる事件事故の防止

チャレンジ4

県民への啓発

ホームレス問題への理解を深める
啓発活動
・地域福祉フォーラムでのホームレス支
援の検討

チャレンジ5

人権擁護

千葉県人権施策基本指針に基づく
人権施策の推進
・人権尊重の視点からの住民への啓発
・日常生活自立支援事業の利用
・無料低額宿泊施設入所者の支援の向上

千葉県におけるホームレスの現状

(1) ホームレスの数

ホームレスの数の調査は平成19年以降、毎年1月に全国で一斉に巡回による目視調査が行われています。平成27年1月の調査でホームレスが確認された市町村数及びホームレスの数は、全国で342市区町村、6,541人（平成23年調査では、全国451市町村、10,890人）でした。

また、千葉県は全国で7番目に多く、245人（平成23年調査では、462人）でした。市町村別のホームレス数は次のとおりになります。

第1表 市町村別ホームレス数

(単位：人)

市町村名	H27.1	H23.1	H19.1	市町村名	H27.1	H23.1	H19.1
千葉市	36	55	103	八街市	0	0	0
銚子市	0	2	5	印西市	1	3	2
市川市	56	149	172	白井市	0	1	1
船橋市	25	50	57	富里市	0	0	0
館山市	0	1	0	いすみ市	0	0	0
木更津市	12	15	10	匝瑳市	0	1	0
松戸市	33	49	73	南房総市	0	0	0
野田市	0	0	2	香取市	1	0	0
茂原市	0	1	7	山武市	0	1	0
成田市	1	4	0	大網白里市	0	0	1
佐倉市	1	2	8	酒々井町	0	0	3
東金市	0	2	3	栄町	0	0	0
旭市	0	1	2	神崎町	0	0	0
習志野市	17	20	20	多古町	0	0	0
柏市	4	9	39	東庄町	0	0	0
勝浦市	0	0	1	九十九里町	0	0	0
市原市	12	21	16	芝山町	0	0	0
流山市	8	10	12	横芝光町	0	0	0
八千代市	12	25	10	一宮町	0	0	0
我孫子市	2	4	3	睦沢町	0	0	0
鴨川市	0	1	5	長生村	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	白子町	0	0	0
君津市	2	2	0	長柄町	0	0	0
富津市	4	3	7	長南町	0	0	0
浦安市	15	25	24	大多喜町	0	0	0
四街道市	0	0	6	御宿町	0	0	0
袖ヶ浦市	3	4	2	鋸南町	0	0	0
平成19年1月調査計						594	
平成23年1月調査計						462	
平成27年1月調査計						245	

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態に関する調査は、平成24年1月に東京都23区、政令指定都市及び平成23年1月調査において50名以上のホームレス数の報告のあった市で個別面接による調査が行われ、1,262人を対象としています。

千葉県内では、千葉市、船橋市及び市川市において、個別面接調査を38人に対して行いました。

以下、主な調査結果を過去に行われた平成19年及び15年の調査との比較を交えて示します。

なお、平成19年調査は、全国では、東京都23区、政令指定都市及び平成15年調査において100名以上のホームレス数の報告のあった市(2,049人対象)、千葉県内では、千葉市及び市川市(40人対象)において行われました。

また、平成15年調査は、全国では、東京都23区、政令指定都市及び平成13年調査において100名以上のホームレス数の報告があった市(2,163人対象)、千葉県内では、千葉市、船橋市及び市川市(84人対象)に対して行いました。

ア 年齢

ホームレスの年齢分布は、50歳代、次いで60歳代が多数を占める構造は変わりなく、高年齢化が進んでおり、平均年齢も上昇しています。また、全国でも同じような傾向が見られます。

第2表 年齢分布

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
29歳以下	0%	0%	0%	0.8%	0.6%	0.6%
30歳以上39歳以下	0%	2.5%	2.4%	3.0%	3.9%	3.9%
40歳以上49歳以下	8.1%	10.0%	13.1%	11.8%	10.6%	14.7%
50歳以上59歳以下	35.1%	45.0%	60.7%	29.2%	42.8%	45.4%
60歳以上69歳以下	43.3%	30.0%	21.4%	42.3%	34.8%	30.8%
70歳以上79歳以下	13.5%	7.5%	2.4%	11.8%	6.7%	4.4%
80歳以上	0%	5.0%	0%	1.1%	0.6%	0.2%
平均年齢	60.6歳	58.9歳	55.4歳	59.3歳	57.5歳	55.9歳

イ 野宿生活の状況

①場所

野宿場所が一定の場所に決まっている者の割合が増えていますが、場所は公園、河川敷の順に多い構造に変化が見られ、河川敷、公園の順に入れ替わりました。全国でも同じような傾向が見られます。

第3表 野宿場所が一定の場所に決まっている者の場所

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
公園	28.9%	42.1%	48.0%	28.2%	35.9%	48.9%
道路	7.9%	13.2%	3.9%	15.9%	11.1%	12.6%
河川敷	34.2%	39.5%	28.6%	29.0%	31.8%	17.5%
駅舎	0%	0%	2.6%	7.8%	6.3%	7.5%
その他	28.9%	5.3%	16.9%	14.4%	14.9%	13.5%
一定の場所に決まっている者の割合	100%	95.0%	91.7%	83.1%	84.4%	84.1%

②期間

今回の野宿生活をしてからの期間が5年以上の者の割合が増えており、野宿生活期間が長期化しています。全国でも同じような傾向が見られます。

第4表 今回の野宿生活をしてからの期間

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
1年未満	2.7%	5.0%	23.8%	20.2%	22.9%	30.7%
1年以上3年未満	21.6%	17.5%	26.2%	17.7%	16.8%	25.6%
3年以上5年未満	8.0%	30.0%	26.2%	15.8%	18.9%	19.7%
5年以上10年未満	13.5%	30.0%	15.5%	20.2%	25.8%	17.3%
10年以上	54.0%	17.5%	8.3%	26.0%	15.6%	6.7%
5年以上の者の割合	67.5%	47.5%	23.8%	46.2%	41.4%	24.0%

③仕事

仕事をしている者の割合や、廃品回収が大多数を占める構造には大きな変化はなく、全国でも同じような傾向が見られます。

第5表 収入のある仕事をしている者の仕事の種類

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
建設日雇	3.8%	3.6%	3.6%	8.2%	13.0%	17.0%
廃品回収	76.9%	85.7%	87.5%	70.3%	75.5%	73.3%
運輸日雇	7.7%	0%	0%	2.5%	1.9%	2.2%
その他	11.5%	10.7%	8.9%	19.0%	18.1%	13.8%
仕事をしている者の割合	68.4%	70.0%	65.5%	60.4%	70.4%	64.7%

④仕事による収入

収入月額が3万円以上の者の割合が減っており、全国でも同じような傾向が見られます。

第6表 収入月額

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
5千円未満	7.7%	7.1%	12.7%	7.4%	7.1%	11.5%
5千円以上1万円未満	7.7%	7.1%	9.1%	5.8%	7.3%	13.6%
1万円以上3万円未満	30.8%	17.9%	49.1%	34.8%	29.8%	35.2%
3万円以上5万円未満	30.8%	32.1%	14.6%	30.8%	25.1%	18.9%
5万円以上10万円未満	15.4%	28.6%	7.3%	15.1%	21.5%	13.5%
10万円以上	7.7%	7.1%	3.6%	6.1%	9.3%	5.3%
3万円以上の者の割合	53.8%	67.8%	25.5%	52.0%	55.9%	37.7%

ウ 野宿生活までのいきさつ

①理由

野宿生活に至った理由として「仕事が減った」、「倒産・失業」が上位を占める構造は変わりなく、全国でも同じような傾向が見られます。

第7表 今回の野宿生活をするようになった主な理由（複数回答可）

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
倒産・失業	52.6%	30.0%	28.6%	15.8%	26.6%	32.9%
仕事が減った	28.9%	45.0%	34.5%	19.8%	31.4%	35.6%
病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	13.2%	22.5%	10.7%	11.5%	21.0%	18.8%
家賃が払えなくなった	10.5%	22.5%	11.9%	9.8%	12.9%	15.2%
ホテル代等が払えなくなった	0%	5.0%	2.4%	2.8%	5.1%	8.2%
家庭内のいざこざ	5.3%	10.0%	8.3%	4.2%	7.5%	7.4%
飲酒、ギャンブル	5.3%	12.5%	9.5%	4.5%	6.8%	5.8%
その他	21.1%	17.5%	8.3%	31.6%	20.9%	21.8%
理由なし	0%	0%	2.4%	0%	1.6%	1.5%

②仕事

野宿生活の直前の職業として建設業関係が最多である構造に変わりありませんが、その割合は下がっています。全国でも同じような傾向が見られます。

第8表 野宿生活をする前に従事していた職業

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
管理的職業従事者	0%	0%	3.6%	0.8%	1.6%	0.9%
事務従事者	0%	2.5%	1.2%	2.1%	1.1%	1.1%
販売従事者	2.6%	12.5%	11.9%	5.4%	4.5%	4.3%
サービス従事者	10.5%	5.0%	6.0%	10.6%	9.9%	8.9%
運輸、通信従事者	13.2%	0%	8.3%	6.4%	4.1%	3.7%
生産工程・製造作業者	15.8%	10.0%	10.7%	17.1%	12.2%	10.5%
建設業関係	39.5%	57.5%	53.5%	40.2%	47.8%	55.2%
保安職業従事者	2.6%	%	%	2.7%	%	%
運搬・清掃作業・廃品回収	10.5%	2.5%	2.4%	6.4%	2.5%	2.9%
その他	5.3%	10.0%	2.4%	8.3%	14.2%	12.5%

③雇用形態

野宿生活の直前の職業における雇用形態は平成19年調査時には正規雇用が減っていましたが、今回の調査では正規雇用が過半数を占めました。全国でも正規雇用の割合が増えています。

第9表 野宿生活をする前に従事していた職業における立場

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
経営者・会社役員	0%	0%	0%	1.5%	2.3%	2.2%
自営・家族従業者	0%	10.0%	7.1%	6.6%	7.0%	4.0%
常勤職員・従業員（正社員）	63.2%	22.5%	51.2%	57.6%	43.2%	39.8%
臨時・パート・アルバイト	13.2%	32.5%	6.0%	14.4%	19.4%	13.9%
日雇	18.4%	35.0%	27.4%	18.5%	26.2%	36.1%
その他	5.3%	0%	8.3%	1.3%	1.9%	4.1%

エ 健康状態

身体の不調を訴える者の割合は減っています。また、対応について通院している者の割合が増え、何もしていない者の割合が減りました。全国では大きな変化は見られません。

第10表 体調不良への対応

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
通院	28.6%	14.3%	11.1%	19.2%	20.5%	19.7%
市販薬	14.3%	14.3%	14.8%	18.1%	13.7%	11.9%
何もしていない	57.1%	71.4%	74.1%	62.8%	65.8%	68.4%
身体の不調を訴える者	18.4%	35.0%	32.1%	26.7%	50.2%	47.4%

オ 福祉制度等の利用状況

①生活保護制度

これまでに生活保護制度を利用したことのある者の割合は増えていますが、全国では大きな変化は見られません。

第11表 生活保護制度の利用

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
利用したことのある者	28.9%	20.0%	7.1%	25.3%	24.3%	24.5%

②巡回相談員

今回、調査を実施した千葉市、船橋市及び市川市では巡回相談事業を実施しており、巡回相談員に会ったことがある者の割合は全国よりも高くなっています。
(15年調査では設問なし)

第12表 巡回相談員への相談状況

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
会ったことがあり、相談した	97.4%	82.5%	/	38.5%	35.9%	/
会ったことはあるが、相談したことはない	2.6%	12.5%		39.7%	26.4%	
会ったことはない	0%	5.0%		21.7%	37.7%	
会ったことがある者	100%	95.0%		78.2%	62.3%	

カ 自立について

①今後の希望

自立に向けた今後の希望については、「今のままでよい（野宿生活）」という者の割合が「アパートに住み、就職して自活したい」という者の割合と逆転しました。全国でも同じような傾向が見られます。

第13表 望んでいる生活

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
アパートに住み、就職して自活 ※1	27.0%	35.0%	39.5%	26.3%	35.9%	49.7%
寮付の仕事で自活※3	0%			2.3%		
アルミ缶回収など都市雑業的な仕事		2.5%	9.9%		9.1%	6.7%
就職不可のため福祉を利用して生活	8.1%	12.5%	6.6%	11.5%	10.1%	7.5%
アパートで福祉の支援を受けながら軽就労 ※2	13.5%	25.0%	11.0%	11.9%	10.8%	8.6%
入院したい※3	0%			0.7%		
家族の元に戻りたい ※3	0%			1.2%		
今のままでよい（野宿生活）	32.5%	25.0%	20.9%	30.4%	18.4%	13.1%
わからない	16.2%	0%	6.6%	8.2%	5.6%	4.7%
その他	2.7%	0%	5.5%	7.5%	10.3%	9.7%

※ 1 平成15年、19年調査では「きちんと就職して働きたい」

※ 2 平成15年、19年調査では「行政から支援を受けながらの軽い仕事」

※ 3 平成23年調査からの新項目

②求職活動

全国と比較して千葉県では「求職活動を実施している」という者の割合が低い一方、「今は求職活動をしていないが、今後、する予定」という者の割合が高くなっています。（15年調査では設問なし）

第14表 求職活動

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
求職活動を実施している	5.4%	7.5%		13.7%	19.6%	
今は求職活動をしていないが、今後、する予定	29.7%	37.5%		22.4%	20.6%	
今も求職活動をしていないし、今後もしない	62.1%	55.0%		63.9%	59.8%	

キ 家族・親族関係

①結婚

結婚していた者の割合は減っており、全国でも同じような傾向が見られます。

第15表 結婚

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
結婚していた者	42.1%	50.0%	65.5%	39.9%	46.3%	53.4%

②家族・親族との連絡

連絡が途絶えている者の割合はほとんど変わりなく、全国でも同じような傾向が見られます。

第16表 連絡状況

	千葉県			全国		
	24年調査	19年調査	15年調査	24年調査	19年調査	15年調査
この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者	81.6%	78.8%	83.3%	77.9%	75.6%	77.1%

ク 要望・意見

調査の際、自由回答で尋ねた要望・意見で、行政に対する主な要望・意見は次のとおりでした。

- 誰でも入れる公営住宅等を作ってほしい。
- 公営住宅への優先入居。
- 行政が仕事を出す等就職しやすい環境を整えてほしい。
- 緊急シェルターを作ってほしい。
- アパート探しがしやすくなるよう仲介等してほしい。
- 低額なアパートを斡旋してほしい。
- 住民票を持ちたい。
- 高齢でも働ける環境を作ってほしい。
- 寮を作ってほしい。
- 食糧が容易に手に入る環境がほしい。
- 廃品回収が条例で禁止されているが、ある程度許容してほしい。
- 安い仮設住宅を作ってほしい。
- 週2回くらい配食してほしい。
- 無料で定期健診を受けたい。
- 病気になった時に支援してほしい。
- 身分証明書を発行してほしい。

無料低額診療事業者 一覧表

平成27年4月1日現在

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話	(設置主体) 経営主体	認可年月日 (開始年月日)
1	九十九里ホーム病院	289-2147	匝瑳市飯倉21	0479(72)1131	(福)九十九里ホーム	S27.05.14
2	化学療法研究所附属病院	272-0827	市川市国府台6-1-14	047(375)1111	(公財)化学療法研究会	S14.03.01
3	千葉県済生会習志野病院	275-8580	習志野市泉町1-1-1	047(473)1281	(福)恩賜財団済生会支部 千葉県済生会	H13.06.01
4	聖隷佐倉市民病院	285-8765	佐倉市江原台2-36-2	043(486)1151	(福)聖隷福祉事業団	S27.05.17
5	東葛病院	270-0174	流山市下花輪409	04(7158)9203	(医)東京勤労者医療会	H22.09.01
6	東葛病院附属診療所	270-0174	流山市下花輪409-6	04(7158)7710	(医)東京勤労者医療会	H22.09.01
7	市川市民診療所	272-0032	市川市大洲4-10-21	047(376)2788	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
8	かまがや診療所	273-0112	鎌ヶ谷市東中沢1-15-61	047(446)3611	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
9	いちはら協立診療所	290-0051	市原市君塚2-17-7	0436(23)9201	(医)かずさ勤労者医療協会	H23.02.01
10	新松戸診療所	270-0034	松戸市新松戸4-2	047(343)9271	(医)東京勤労者医療会	H23.10.01
11	岡永歯科	272-0015	市川市鬼高3-11-9	047(376)3503		H24.04.01
12	安房地域医療センター	294-0014	館山市山本1155	0470(25)5111	(福)太陽会	H24.11.19
13	やちよホームクリニック	276-0046	八千代市大和田新田76-43	047(411)6020		H25.12.01
14	千葉健生病院	262-0032	千葉市花見川区幕張町5-392-4	043(272)1211	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
15	千葉健生病院附属まくはり診療所	262-0032	千葉市花見川区幕張町5-392-3	043(272)1081	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
16	北部診療所	263-0016	千葉市稲毛区天台3-4-5	043(251)8131	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
17	花園診療所	262-0025	千葉市花見川区花園2-8-23	043(272)7200	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
18	稲毛診療所	261-0005	千葉市美浜区稲毛海岸4-111-3	043(241)6961	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
19	船橋二和病院	274-0805	船橋市二和東5-1-1	047(448)7111	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
20	船橋二和病院附属ふたわ診療所	274-0805	船橋市二和東3-16-1	047(448)7660	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01
21	南浜診療所	273-0004	船橋市南本町6-5	047(431)3717	(医)千葉県勤労者医療協会	H23.02.01

千葉県内市町村のホームレス支援事業担当部（局）課 一覧

市町村名	担当部（局）課名	電話番号	郵便番号	所在地
千葉市	保健福祉局 保護課	043-245-5165	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1
銚子市	健康福祉部 社会福祉課	0479-24-8181	288-8601	銚子市若宮町1-1
市川市	福祉部 生活支援課	047-334-1111	272-0023	市川市南八幡1-17-15 南八幡仮設庁舎
船橋市	福祉サービス部 地域福祉課	047-436-2314	273-8501	船橋市湊町2-10-25
館山市	健康福祉部 社会福祉課	0470-22-3491	294-8601	館山市北条1145-1
木更津市	福祉部 社会福祉課	0438-23-6715	292-8501	木更津市朝日3-10-19 木更津市役所朝日庁舎
松戸市	福祉長寿部 生活支援一課	047-366-7349	271-8588	松戸市根本387-5
野田市	保健福祉部 生活支援課	04-7125-1111	278-8550	野田市鶴奉7-1
茂原市	福祉部 社会福祉課	0475-23-2111	297-8511	茂原市道表1
成田市	福祉部 社会福祉課	0476-22-1111	286-8585	成田市花崎町760
佐倉市	福祉部 社会福祉課	043-484-1111	285-8501	佐倉市海隣寺町97
東金市	市民福祉部 社会福祉課	0475-50-1111	283-8511	東金市東岩崎1-1
旭市	社会福祉課	0479-62-1212	289-2595	旭市二1920
習志野市	保健福祉部 生活相談課	047-453-9205	275-8601	習志野市鷺沼1-1-1
柏市	保健福祉部 生活支援課	04-7167-1111	277-8505	柏市柏5-10-1
勝浦市	福祉課	0470-73-6621	299-5292	勝浦市新官1343-1
市原市	保健福祉部 生活福祉課	0436-22-1111	290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1
流山市	健康福祉部 社会福祉課	04-7150-6079	270-0192	流山市平和台1-1-1
八千代市	健康福祉部 健康福祉課 福祉総合相談室	047-483-1151	276-8501	八千代市大和田新田312-5
我孫子市	健康福祉部 社会福祉課	04-7185-1111	270-1192	我孫子市我孫子1858
鴨川市	市民福祉部 福祉課	04-7093-7112	296-0033	鴨川市八色887-1
鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課	047-445-1141	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
君津市	保健福祉部 厚生課	0439-56-1175	299-1192	君津市久保2-13-1
富津市	健康福祉部 社会福祉課	0439-80-1259	293-8506	富津市下飯野2443
浦安市	健康福祉部 社会福祉課	047-351-1111	279-8501	浦安市猫実1-1-1
四街道市	福祉サービス部 生活支援課	043-421-2111	284-8555	四街道市鹿渡無番地
袖ヶ浦市	福祉部 地域福祉課	0438-62-2111	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1

千葉県内市町村のホームレス支援事業担当部（局）課 一覧

市町村名	担当部（局）課名	電話番号	郵便番号	所在地
八街市	市民部 社会福祉課	043-443-1622	289-1192	八街市八街ほ35-29
印西市	健康福祉部 社会福祉課	0476-42-5111	270-1396	印西市大森2364-2
白井市	健康福祉部 保健福祉相談室	047-492-1111	270-1492	白井市復1123
富里市	健康福祉部 社会福祉課	0476-93-1111	286-0292	富里市七栄652-1
南房総市	保健福祉部 社会福祉課	0470-36-1151	294-8701	南房総市谷向100
匝瑳市	福祉課（福祉事務所）	0479-73-0096	289-2198	匝瑳市八日市場ハ793-2
香取市	市民福祉部 社会福祉課	0478-54-1111	287-8501	香取市佐原口2127
山武市	保健福祉部 社会福祉課	0475-80-2616	289-1392	山武市殿台296
いすみ市	福祉課	0470-62-1117	298-8501	いすみ市大原7400-1
大網白里市	社会福祉課	0475-70-0302	299-3292	大網白里市大網115-2
酒々井町	健康福祉課	043-496-1171	285-8510	印旛郡酒々井町中央台4-11
栄町	福祉課	0476-95-1111	270-1592	印旛郡栄町安食台1-2
神崎町	保健福祉課	0478-72-2111	289-0292	香取郡神崎町神崎本宿163
多古町	保健福祉課	0479-76-3185	289-2241	香取郡多古町多古2848
東庄町	健康福祉課	0478-80-3300	289-0612	香取郡東庄町石出2692-4
九十九里町	健康福祉課	0475-70-3106	283-0195	山武郡九十九里町片貝4099
芝山町	福祉保健課	0479-77-3914	289-1692	山武郡芝山町小池992
横芝光町	福祉課	0479-84-1211	289-1793	山武郡横芝光町宮川11902
一宮町	福祉健康課	0475-42-2111	299-4396	長生郡一宮町一宮2457
睦沢町	健康福祉課 福祉介護班	0475-44-1111	299-4492	長生郡睦沢町下之郷1650-1
長生村	福祉課	0475-32-2112	299-4394	長生郡長生村本郷1-77
白子町	保健福祉課 福祉係	0475-33-2113	299-4292	長生郡白子町関5074-2
長柄町	保健福祉課	0475-35-2111	297-0298	長生郡長柄町桜谷712
長南町	保健福祉課 福祉介護係	0475-46-2116	297-0192	長生郡長南町長南2110
大多喜町	健康福祉課	0470-82-2168	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜93
御宿町	保健福祉課	0470-68-2511	299-5192	夷隅郡御宿町須賀1522
鋸南町	保健福祉課	0470-50-1171	299-1902	安房郡鋸南町保田560

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

平成二四年 六月二七日号外法律第四六号〔第一次改正〕

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法をここに公布する。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
 - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及

び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団

体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成二四年六月二七日法律第四六号〕

この法律は、公布の日から施行する。

○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

(平成二十五年七月三十一日)

(／厚生労働省／国土交通省／告示第一号)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)第八条第一項の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を次のように定め、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成二十年／厚生労働省／国土交通省／告示第一号)は廃止する。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「法」という。)に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年及び19年に実施したホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)を踏まえ、平成15年7月及び20年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で9,576人が確認され、平成15年1月に実施された同全国調査の時点から15,720人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、ホームレスが大幅に減少してきている。一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成24年6月には、10年間の限時法であった法の期限がさらに5年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

また、平成25年12月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業(以下「自立相談事業」という。)の実施、生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が成立し、平成27年4月1日から施行される。生活困窮者自立支援法は、生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであり、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているものについては法の趣旨・理念を踏まえつつ、基本的に生活困窮者自立支援法に基づき実施することになる。

生活困窮者自立支援法は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の生活保護受給者以外に対して包括的な支援を提供するものであることから、ホームレスも含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、あるいは就労等による自立に至る間は、生活困窮者自立支援法による生活困窮者一時生活支援事業(以下「一時生活支援事業」という。)をはじめとした支援が必要である。

本基本方針は、法の趣旨、平成24年に実施したホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえつつ、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、今後もよりその効果を発揮するため、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成15年よりすべての市町村(特別区を含む。以下同じ。)を対象にした概数調査(以下単に「概数調査」という。)を、生活実態については平成15年、平成19年及び平成24年の概ね5年毎に抽出による全国調査(以下「生活実態調査」という。)を実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、平成24年概数調査によれば、9,576人となっており(ただし、福島県内の9町村については東日本大震災の影響により未実施。)、平成15年概数調査の25,296人と比べて、15,720人(62.1%)減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で2,417人(平成15年概数調査においては7,757人)、次いで東京都が2,368人(同6,361人)となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市町村別では、全1,742市町村のうち424市町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上は3自治体(平成19年概数調査においては7自治体)、100人以上は16自治体(同35自治体)であるのに対し、10人未満は319自治体(同380自治体)と約4分の3を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成24年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市(仙台市を除く。)及び平成23年概数調査において50人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は59.3歳(平成19年生活実態調査では、調査客対数が異なるものの平均年齢は57.5歳)であり、また、年齢分布については65歳以上が29.0%(同21.0%)となっており、ホームレスの高齢化が一層進んでいる。

イ 路上(野宿)生活の状況

(ア) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が83.6%であり、このうち、「公園」が29.7%、「河川」が29.1%となっている。

(イ) 路上(野宿)生活期間については、3年未満が37.0%であるのに対し、5年以上は47.0%(10年以上は27.0%)となっている。これを年齢階層別にみると、高齢層(60歳以上の者をいう。以下同じ。)ほど期間が長期化する傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が33.6%となっている。また、路上(野宿)生活の期間と今後希望する生活との関係を見ると、路上(野宿)生活期間が長くなるほど「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上(野宿)生活期間が3年以上の者では、その割合は38.8%となっている。

一方、今回の調査における路上(野宿)生活期間が1年未満である者の33.2%が、5年以上前に初めて路上(野宿)生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が一定程度みられた。

(ウ) 仕事については、全体の61.0%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が77.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、1万円以上3万円未満が34.1%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が30.2%となっており、平均収入月額は約3.6万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても56.8%が収入のある仕事をしている。このように、高齢層ほど路上(野宿)生活が長期化する傾向は、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていることへの自負もその背景にあると考えられる。

ウ 路上(野宿)生活までのいきさつ

路上(野宿)生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が45.9%、製造業関係の仕事が14.6%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員(正社員)」(以下「常勤職」という。)が42.0%と大きな割合を占め、「日雇」が25.5%、「臨時・パート・アルバイト」が23.8%となっている。また、路上(野宿)生活に至った理由としては、「仕事が減った」が34.1%、「倒産・失業」が28.4%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が20.4%となっている。

若年層(45歳未満の者をいう。以下同じ。)についてこれらの状況をみると、路上(野宿)生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が23.5%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く47.1%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上(野宿)生活に至った理由としては、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が35.3%、「労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた」が17.6%、「借金取立により家を出た」が11.8%、「家庭内のいざこざ」が

17.6%となっており、労働環境の変化や借金、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

エ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が26.2%であり、このうち治療等を受けていない者が64.3%となっている。なお、「2週間以上、毎日のように落ち込んでいた時期があった」と回答した者は6.9%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

オ 福祉制度等の利用状況

(ア) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は78.4%であり、このうち相談をしたことがある者は38.2%となっている。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設(以下「シェルター」という。)を知っている者は65.3%であり、このうち利用したことがある者は17.6%となっている。また、ホームレス自立支援施設(以下「自立支援センター」という。)を知っている者は64.4%であり、このうち利用したことがある者は10.1%となっている。

シェルター及び自立支援センターの利用者の状況については、若年層が44.0%、利用前の路上(野宿)生活期間では1ヶ月未満の者が61.1%を占めており、高齢層における路上(野宿)生活者が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上(野宿)生活期間が短い者が多くなっている。

また、自立支援センターの退所理由については、就労退所が26.9%(「会社の寮・住み込み等による就労退所」が8.2%、「アパートを確保しての就労退所」が18.7%)を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別で見ると、若年層が全体の28.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上(野宿)生活に戻った者については、「病気やけが等による解雇」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」、「アパートの家賃の滞納」、「人間関係」等多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く53.2%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が34.2%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く40.5%となっている。

カ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい(路上(野宿)生活)」という者が最も多く30.5%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が26.2%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけないか」という者が11.9%となっている。なお、年齢層が高いほど「今のままでいい」という回答が多く65歳以上の者では37.0%となっている。

キ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は74.7%を占めているものの、このうち、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が77.8%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は 69.9%であり、金融機関等に借金がある者は 16.0%であった。

ク 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、仕事関連が 19.2%と最も多く、次いで住居関連が 18.5%となっている。

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導並びに生活保護法による保護等の一般対策を実施している。このほか、特にホームレスを対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。また、福祉の観点からは、巡回相談等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供や職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業を実施し、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

なお、平成 20 年 7 月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(厚生労働省・国土交通省告示第 1 号)の策定以降、特に同年に起こったいわゆるリーマンショックの影響等に対応するため、ホームレス緊急一時宿泊事業については宿泊施設や民間賃貸住宅等の借上げによる設置形態を可能にする等、各事業について所要の拡充を図ってきたところである。

さらに、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施している各事業については、基本的に生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することとしている。具体的には、ホームレス総合相談推進事業は自立相談支援事業として、ホームレス自立支援事業は自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として、ホームレス緊急一時宿泊事業は一時生活支援事業として実施することとしている。

第 3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成 24 年生活実態調査においては、ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、平成 19 年生活実態調査と同様に路上(野宿)生活を脱却した後、再び路上(野宿)生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上(野宿)生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

(2) 総合的なホームレス施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、路上(野宿)生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス対策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。一方、国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス対策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 生活困窮者自立支援法の施行に伴うホームレス対策の更なる推進

生活困窮者自立支援法は、恒久制度としてホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、すべての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に包括的な支援を提供するものである。

平成24年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス対策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレスの実情を踏まえ、生活困窮者自立支援法の事業を適切に活用し、自立相談支援事業によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期の把握を図りつつ、必要に応じて、これ以外の一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

- ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。
- イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。
- ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。
- また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を図り、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。
- エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。
- オ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。
- カ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。
- キ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要のある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。
- ク ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施において連携を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じて就労の機会が確保されること等によ

り、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

ア 高齢層の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条第 1 項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅に関わる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。

イ 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。

(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

ウ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けられることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行う等、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ 保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所、自立相談支援機関等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ 特に、結核に罹患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法(昭和23年法律第201号)第19条第1項及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

オ 保健所は、ホームレスに対する保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設(生活保護法第38条第2項の救護施設をいう。)等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ ホームレスは、路上(野宿)生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医等の専門職の活用を検討する。

ウ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談等を実施する機関（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）、生活困窮者自立支援法第2条第6項の生活困窮者家計相談支援事業（以下「家計相談支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として一体的に実施することが可能であり、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する。

(ア) ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) ホームレス自立支援事業においては、必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、その再路上化を防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。また、入所期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努める。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行う等、民間団体の活用を図る。

(カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、社会生活への不適應、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、地方公共団体において NPO 等と連携しながら、就労訓練事業の利用の機会の提供や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所していない者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

(ウ) 路上(野宿)生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等、社会生活に復帰させるよう努める。

なお、現状としては、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上(野宿)生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO 等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(オ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

(カ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援(法テラスへの同行支援など)などを行う家計相談支援事業の利用を促すものとする。

(キ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者、日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともにシェルターによる当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等、路上(野宿)生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施する。

ウ 経済情勢の変化の中で、雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上(野宿)生活になることもあるため、シェルター等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、安定した住居の確保のための相談支援を行う。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の自立相談支援機関等への相談につなげ、路上(野宿)生活に至ることのないように配慮する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上(野宿)生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上(野宿)生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。)を行う施設を活用して適切な支援を行う。

(ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題(精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) ホームレスの状況(日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入所する施設において、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や施策についての情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの要望に対して、行政担当者や専門家による協議を行う等各種の支援を行う。

ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行う等、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

ア 近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の進行や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、このような家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという社会的孤立の問題が背景にあり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上(野宿)生活を脱却したホームレスが再度路上(野宿)生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、以下のとおり地域福祉の推進を図ることが重要である。

- (ア) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。
- (イ) NPO や地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO 等が活動しやすい環境づくりを支援する。
- (ウ) 民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。
- (エ) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。

イ 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上(野宿)生活に陥る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等、様々な要因により、そのような状況に陥っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防ぐことが重要である。このため、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

- (1) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきである。しかしながら、市町村レベルでほとんどホームレスがない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討する。
- (2) ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所及び自立相談支援機関だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に巡回相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。

(3) ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあるため、既存施策の実施や充実の際には、ホームレス問題にも配慮して実施する。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国はホームレス対策に関する施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、又は関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別的综合的かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在である NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受ける等、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については以下のとおり見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の運営期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする(ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。)

(2) 基本方針の見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上(野宿)生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3) 基本方針の見直しに際しては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法による意見聴取手続(パブリックコメント)を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。(ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。)

(2) 実施計画策定前の手続

ア 現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ 基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

ウ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

ア 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ 施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ 次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に際しては、1(2)ウ及び1(3)アにより、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

改正文（平成二七年三月二三日／厚生労働省／国土交通省／告示第一号）抄

平成二十七年四月一日から適用する。

千葉県ホームレス自立支援推進会議 構成団体

団 体 名
社団法人 千葉県社会福祉協議会
社団法人 千葉県社会福祉士会
千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 まつど ほっとねっと
財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
千葉労働局職業安定部地方訓練受講者支援室
千葉市保健福祉局保護課
市川市生活支援課
船橋市地域福祉課
木更津市社会福祉課
松戸市生活支援一課
習志野市生活相談課
柏市生活支援課
市原市生活福祉課
流山市社会福祉課
八千代市健康福祉課福祉総合相談室
浦安市社会福祉課
市川健康福祉センター
山武健康福祉センター

千葉県ホームレス自立支援計画（改定版）策定経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 7 月 27 日	第 1 回千葉県ホームレス自立支援推進会議
平成 27 年 10 月 27 日	第 2 回千葉県ホームレス自立支援推進会議
平成 27 年 12 月 17 日	ホームレス自立支援計画改定案のパブリックコメント募集（平成 28 年 1 月 18 日まで）
平成 28 年 1 月 5 日	ホームレス自立支援計画改定案への市町村に対する意見照会
平成 28 年 2 月 1 日	第 3 回千葉県ホームレス自立支援推進会議
平成 28 年 3 月 17 日	千葉県ホームレス自立支援計画（改定版）策定